

入札（見積）執行調書
 入札（契約）結果書

年災		事項	交通安全施設整備費	契約	令和5年6月14日
工事番号	第23-8006 0-0007号	工事名	常設型発動発電機ボックス設置(南相馬ほか)工事	着工	令和5年6月14日
入札執行年月日	令和5年6月12日	発注種別	一般土木工事	完成	令和5年8月31日
審議番号	公所	本庁			
路線・河川名				予定価格	8,360,000円
				最低制限価格	-
工事箇所	自	南相馬市鹿島区鹿島字北田 地内ほか		調査基準価格	-
	至			(予定価格に占める法定福利費概算額)	-
工事概要	7交差点に常設型発動発電機ボックスを設置する。 その他付帯工事				

業者コード	落札者の住所			
業者名	入札額及び再入札額		落札額(契約額)	
100002073	福島市太平寺字堰ノ上20			
旭産業株式会社	(1)	7,600,000	(2)	8,360,000
	(3)		(4)	
	(1)		(2)	
	(3)		(4)	
	(1)		(2)	
	(3)		(4)	
	(1)		(2)	
	(3)		(4)	
	(1)		(2)	
	(3)		(4)	
	(1)		(2)	
	(3)		(4)	
	(1)		(2)	
	(3)		(4)	
	(1)		(2)	
	(3)		(4)	
	(1)		(2)	
	(3)		(4)	

※ 上記入札額に、消費税を加算した額が地方自治法上の申し込みに係る価格である。
 ※ 測量等の場合、「工事名」とあるのは「業務名」と、「工事箇所」とあるのは「業務箇所」と読み替えるものとする。

様式3(裏面)

随意契約とする理由及び見積りの相手方を選定した理由

令和4年3月の福島県沖地震発生の際、相双地区等で大規模な停電が発生し、多くの信号機が滅灯したことから、ディーゼル型及びリチウム電池型の自動起動式電源付加装置が導入されていない交差点においても滅灯対策が急務となった。そこで、過去に本工事にて設置する常設型発動発電機ボックス(以下「ボックス」という。)の類似品を他県において制作、設置していた愛知県名古屋市に所在する業者に問い合わせたが、すでにその事業から撤退している状況であった。

以上のことから、ゼロベースからの製作、設置について検討する必要性が生じたが、自社工場を所有し鋼板加工試験を安易に可能であり、かつ、焼き付け塗装や粉体塗装など多岐にわたる塗装手法に精通していることが条件であるため、過去に同様の実績を有する数社に問い合わせをした結果、条件を満たした業者が「旭産業(株)」であった。

令和4年8月、伊達警察署管内にある電源付加装置が未整備の交差点において、滅灯信号機対策としてボックスを試験設置し、実証実験を行った際の結果が有用であったことから、さらに改良を重ね、相双地区7交差点に設置することとなった。当該工事で設置されるボックスは、一般的に製品化され普及しているものではなく、共同で実証実験を行った「旭産業(株)」以外は、製品化及び設置が不可能であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、「旭産業(株)」との単独随意契約とするものである。

変更契約の内容

変更契約年月日	
変更後の完成年月日	
変更後の契約金額	
変更契約をする理由	
<input type="checkbox"/> 1 現場精査による数量増(減)	
<input type="checkbox"/> 2 ()工事追加による増額	
<input type="checkbox"/> 3 その他()	